

議案第95号

芽室町下水道事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例制定の件

芽室町下水道事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり制定しようとするものであります。

令和8年3月3日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町下水道事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例

(芽室町公共下水道条例の一部改正)

第1条 芽室町公共下水道条例（昭和49年条例第19号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 構造の技術上の基準（第4条—第7条）

第3章 排水設備の設置及び構造（第8条—第12条）

第4章 公共下水道の使用（第13条—第23条）

第5章 雑則（第24条—第30条の2）

第6章 補則（第30条の3）

第7章 罰則（第31条—第33条）

附則

第2条を次のように改める。

第2条 削除

第5条第3号中「規則で」を「下水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）が別に」に改める。

第8条第2項中「町長」を「管理者」に改める。

第9条中「次の各号に定める」を「次に掲げる」に改め、同条第3号及び第4号中「町長」を「管理者」に改める。

第10条第1項中「これらに」を「これに」に、「規則の」を「管理者が別に」に、「町長」を「管理者」に改め、同条第2項中「届出て」を「届け出て」に、「町長」を「管理者」に改め、同条第3項中「町長」を「管理者」に改める。

第11条第1項ただし書及び同条第2項並びに第12条中「町長」を「管理者」に改

める。

第13条中「規則で」を「管理者が別に」に、「町長」を「管理者」に改める。

第16条の2第1項中「設置、改築」を「設置し、改築し、」に、「町長」を「管理者」に改め、同条第3項及び第4項ただし書中「町長」を「管理者」に改める。

第17条第1項中「変ったとき」を「変わったとき」に、「町長」を「管理者」に改める。

第18条第2項ただし書及び第19条中「町長」を「管理者」に改める。

第20条第2項中「次の各号に定める」を「次に掲げる」に改め、同項第2号及び第3号中「町長」を「管理者」に改め、同項第4号中「測定」を「測定し、」に改め、同項第5号及び同条第4項中「町長」を「管理者」に改める。

第22条から第25条までの規定中「町長」を「管理者」に改める。

第26条第1項中「次の各号」を「次に」、「図書」を「図面」に、「町長」を「管理者」に改め、同条第2項中「規則で」を「管理者が別に」に改める。

第28条第1項ただし書及び同条第2項、第29条第2項並びに第30条第1項ただし書中「町長」を「管理者」に改める。

第7章を削り、第6章を第7章とし、第31条の前の見出しを削り、同条第2号中「規則」を「規程」に改める。

第5章の次に次の1章を加える。

第6章 補則

(委任)

第30条の3 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

(芽室町都市計画下水道事業受益者負担金条例の一部改正)

第2条 芽室町都市計画下水道事業受益者負担金条例（昭和50年条例第51号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「町長」を「下水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）」に改め、同条第2項中「町長」を「管理者」に改める。

第4条、第9条第1項、第10条第1項及び第2項、第12条、第13条第2項並びに第16条中「町長」を「管理者」に改める。

第18条中「規則で」を「管理者が別に」に改める。

(芽室町集落排水事業受益者分担金条例の一部改正)

第3条 芽室町集落排水事業受益者分担金条例（昭和51年条例第5号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

芽室町農業集落排水事業受益者分担金条例

第1条中「集落排水施設」を「農業集落排水施設」に改める。

第2条中「集落排水施設」を「農業集落排水施設」に、「町長」を「下水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）」に改める。

第3条、第4条ただし書及び第6条中「町長」を「管理者」に改める。

第7条第1項中「町長」を「管理者」に改め、同条第2項中「芽室町集落排水施設設置条例（昭和51年条例第4号）第5条」を「芽室町農業集落排水施設管理条例（昭和53年条例第16号）第2条の2第2項」に改める。

第8条第1項及び第2項、第10条、第11条第2項、第12条、第13条並びに第14条中「町長」を「管理者」に改める。

第15条中「年14.5パーセント」を「年14.6パーセント」に改める。

第16条中「規則で」を「管理者が別に」に改める。

（芽室町集落排水施設管理条例の一部改正）

第4条 芽室町集落排水施設管理条例（昭和53年条例第16号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

芽室町農業集落排水施設管理条例

第1条中「芽室町集落排水施設」を「芽室町農業集落排水施設」に改める。

第2条第1号を次のように改める。

- (1) 排水施設 下水を排除するために設けられる排水管その他の排除施設及びこれに接続して汚水进行处理するために設けられる処理施設又はこれらの施設を補完する施設の総体で、町が管理するものをいう。

第2条第3号を次のように改める。

- (3) 排水設備設置義務者 次条第2項の規定により公告された排水施設の供用開始（以下「供用開始」という。）の区域内に建築物を所有する者をいう。

第2条の次に次の1条を加える。

（事業区域及び供用開始等の公告）

第2条の2 下水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）は、排水施設の事業区域を決定しようとするときは、あらかじめ住民の意見を反映させるために必要な措置を講じ、排水施設の事業区域を決定したときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

2 管理者は、排水施設の供用を開始しようとするときは、あらかじめ供用を開始すべき年月日、汚水を排除すべき区域その他必要な事項を公告し、かつ、これを表示した図面を町の事務所において一般の縦覧に供しなければならない。公告した事項を変更しようとするときも、同様とする。

第3条第4項中「町長」を「管理者」に改める。

第4条第1項中「規則の」を「管理者が別に」に、「町長」を「管理者」に改め、同条第2項ただし書及び第3項中「町長」を「管理者」に改める。

第5条中「規則の」を「管理者が別に」に、「町長」を「管理者」に改める。

第6条及び第7条第2項ただし書中「町長」を「管理者」に改める。

第8条第2項中「の各号」を削り、同項第2号及び同条第3項中「町長」を「管理者」に改める。

第10条及び第11条中「町長」を「管理者」に改める。

第12条及び第12条の2を削り、第13条を第12条とする。

第14条中「規則で」を「管理者が別に」に改め、同条を第13条とする。

本則に次の2条を加える。

(過料)

第14条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、1万円以下の過料を科する。

(1) 第4条の確認なく排水設備等の新設等を行った者

(2) この条例又はこの条例に基づく規程に違反した者

第15条 詐欺その他不正行為により使用料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科することができる。

別表中「集落排水施設使用料」を「農業集落排水施設使用料」に改める。

(芽室町個別排水処理事業受益者分担金条例の一部改正)

第5条 芽室町個別排水処理事業受益者分担金条例（平成6年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条中「以下「質権等」という。」を削り、「町長」を「下水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）」に改める。

第4条中「町長」を「管理者」に改める。

第5条第2項中「町長」を「管理者」に、「一に」を「いずれかに」に改める。

第6条中「年14.5パーセント」を「年14.6パーセント」に改める。

第7条中「町長」を「管理者」に改める。

(芽室町個別排水処理施設管理条例の一部改正)

第6条 芽室町個別排水処理施設管理条例（平成6年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号を次のように改める。

- (1) 排水処理施設 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽であって、各戸ごと（共同住宅にあつては、各共同住宅ごと）に、し尿と併せて雑排水を処理し、放流等の処理をするもので、町が管理する合併処理浄化槽をいう。

第2条第2号中「配水管」を「排水管」に改め、同条第3号中「設置条例第3条」を「芽室町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（令和8年条例第号）第4条第6項」に改める。

第4条第1項中「配水管」を「排水管」に、「規則の」を「下水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）が別に」に、「町長」を「管理者」に改め、同条第2項ただし書及び第3項中「町長」を「管理者」に改める。

第5条中「規則の」を「管理者が別に」に、「町長」を「管理者」に改める。

第6条中「町長」を「管理者」に改める。

第7条第1項ただし書中「規則の」を「管理者が別に」に改め、同条第2項ただし書中「町長」を「管理者」に改める。

第9条中「町長」を「管理者」に改める。

第10条及び第11条を削り、第12条中「規則で」を「管理者が別に」に改め、同条を第10条とする。

本則に次の2条を加える。

(過料)

第11条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、1万円以下の過料を科する。

- (1) 第4条の確認なく排水設備等の新設等を行った者
- (2) この条例又はこの条例に基づく規程に違反した者

第12条 詐欺その他不正行為により使用料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科することができる。

(芽室町上水道事業条例の一部改正)

第7条 芽室町上水道事業条例（昭和41年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「設置、」を削る。

第2条から第2条の4までを次のように改める。

第2条から第2条の4まで 削除

第5条中「管理者」を「水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）」に改める。

第6章を削る。

第7章を第6章とし、第8章を第7章とする。

（芽室町簡易水道給水条例の一部改正）

第8条 芽室町簡易水道給水条例（昭和42年条例第53号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5章の2 財務管理（第33条の2—第33条の6）」を削る。

第2条から第2条の6までを次のように改める。

第2条から第2条の6まで 削除

第3条中「管理者」を「水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）」に改める。

第5章の2を削る。

（芽室町課設置条例の一部改正）

第9条 芽室町課設置条例（令和2年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第1条中「水道課」を削る。

第2条中 「水道課」を削る。
（1） 下水道に関すること。」

（職員定数条例の一部改正）

第10条 職員定数条例（昭和27年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「上水道事業」を「水道事業」に改める。

（議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例の一部改正）

第11条 議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例（昭和39年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「及び上水道事業施設」を「、水道事業施設、下水道事業施設」に、「、町有住宅用地」を「及び町有住宅用地」に改める。

（芽室町議会委員会条例の一部改正）

第12条 芽室町議会委員会条例（昭和62年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「上水道事業」を「水道事業」に改める。

（芽室町情報公開条例の一部改正）

第13条 芽室町情報公開条例（平成10年条例第48号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「町長」の次に「（水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う町長を含む。）」を加える。

（芽室町行政手続条例の一部改正）

第14条 芽室町行政手続条例（平成9年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「規程」の次に「及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程」を加える。

（芽室町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正）

第15条 芽室町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成18年条例第57号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号ア中「規程」の次に「及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程」を加え、同条第2号ア中「町長」の次に「（水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う町長を含む。）」を加える。

（芽室町個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正）

第16条 芽室町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「町長」の次に「（水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う町長を含む。）」を加える。

（芽室町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正）

第17条 芽室町議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項第3号中「町長」の次に「（水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う町長を含む。）」を加え、「、若しくは上水道事業管理者」を削り、「法令等」を「法令」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の芽室町公共下水道条例、芽室町都市計画下水道事業受益者負担金条例、芽室町集落排水事業受益者分担金条例、芽室町集落排水施設管理条例、芽室町個別排水処理事業受益者分担金条例及び芽室町個別排水処理施設管理条例の規定により町長が行った処分その他の行

為又は施行日前に町長に対して行われた申請その他の行為は、施行日以後においては、管理者が行った処分その他の行為又は管理者に対して行われた申請その他の行為とみなす。

説 明

下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴い、下水道事業の管理者等に係る関係条例の整備をしようとするものであります。

芽室町下水道事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴う

関係条例の整備に関する条例 新旧対照表 (第1条関係)

改正案	現 行
<p>(芽室町公共下水道条例の一部改正)</p> <p>目次</p> <p><u>第1章 総則 (第1条—第3条)</u></p> <p><u>第2章 構造の技術上の基準 (第4条—第7条)</u></p> <p><u>第3章 排水設備の設置及び構造 (第8条—第12条)</u></p> <p><u>第4章 公共下水道の使用 (第13条—第23条)</u></p> <p><u>第5章 雑則 (第24条—第30条の2)</u></p> <p><u>第6章 補則 (第30条の3)</u></p> <p><u>第7章 罰則 (第31条—第33条)</u></p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第2条 削除</u></p> <p>(排水施設に共通する構造の技術上の基準)</p> <p>第5条 排水施設 (これを補完する施設を含む。次条において同じ。)に共通する構造の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 一略一</p> <p>(3) 屋外にあるもの (生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じるおそれのないものとして<u>下水道事業の管理者の権限を行う町長 (以下「管理者」という。)</u>が別に定めるものを除</p>	<p><u>(設置)</u></p> <p><u>第2条 町に公共下水道施設を設置する。</u></p> <p>(排水施設に共通する構造の技術上の基準)</p> <p>第5条 排水施設 (これを補完する施設を含む。次条において同じ。)に共通する構造の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 一略一</p> <p>(3) 屋外にあるもの (生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じるおそれのないものとして<u>規則</u>で定めるものを除く。)にあっては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止</p>

改正案	現 行
<p>く。)にあっては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講じられていること。</p> <p>(4)・(5) 一略一 (排水設備の設置)</p> <p>第8条 一略一</p> <p>2 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項に規定する期間の延長を許可することができる。</p> <p>(1)・(2) 一略一 (排水設備の接続方法及び内径等)</p> <p>第9条 排水設備の新設、増設又は改築(以下「新設等」という。)を行おうとするときは、次に掲げるところによらなければならない。</p> <p>(1)・(2) 一略一</p> <p>(3) 汚水のみを排除すべき排水管の内径は、管理者が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水渠の断面積は、同表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。</p>	<p>し、及び人の立入りを制限する措置が講じられていること。</p> <p>(4)・(5) 一略一 (排水設備の設置)</p> <p>第8条 一略一</p> <p>2 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項に規定する期間の延長を許可することができる。</p> <p>(1)・(2) 一略一 (排水設備の接続方法及び内径等)</p> <p>第9条 排水設備の新設、増設又は改築(以下「新設等」という。)を行おうとするときは、次の各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1)・(2) 一略一</p> <p>(3) 汚水のみを排除すべき排水管の内径は、町長が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水渠の断面積は、同表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。</p>
<p>一略一</p> <p>(4) 雨水を排除すべき排水管の内径は、管理者が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水渠の断面積は、同表の左欄の区分に応じ、それぞれ同</p>	<p>一略一</p> <p>(4) 雨水を排除すべき排水管の内径は、町長が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水渠の断面積は、同表の左欄の区分に応じ、それぞれ同</p>

改正案	現 行
<p>表の右欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。</p>	<p>表の右欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。</p>
<p>—略—</p>	<p>—略—</p>
<p>(排水設備等の確認申請)</p> <p>第10条 排水設備 (<u>これに</u>接続する除害施設を含む。以下これらを「排水設備等」という。) の新設等を行おうとする者は、その計画が下水道法施行令 (昭和34年政令第147号。以下「令」という。) 第8条に規定する排水設備の設置及び構造の技術上の基準に適合するものであることについて、<u>管理者が別に</u>定めるところにより、申請書に必要な書類を添付して提出し、<u>管理者</u>の確認を受けなければならない。ただし、町に工事を委託しようとするときは、この限りでない。</p> <p>2 前項の申請書は、同項の申請書及びこれに添付した書類に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その変更について書面により<u>届け出て</u>、同項の規定による町長の確認を受けなければならない。ただし、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない変更にあつては、事前にその旨を<u>管理者</u>に届け出ることをもって足りる。</p> <p>3 <u>管理者</u>は、第1項の確認を受けようとするものが、排水設備設置義務者以外の者であっても、排水設備設置義務者が新設等を承諾したときは、これを確認することができる。</p> <p>(排水設備の工事の施行)</p>	<p>(排水設備等の確認申請)</p> <p>第10条 排水設備 (<u>これらに</u>接続する除害施設を含む。以下これらを「排水設備等」という。) の新設等を行おうとする者は、その計画が下水道法施行令 (昭和34年政令第147号。以下「令」という。) 第8条に規定する排水設備の設置及び構造の技術上の基準に適合するものであることについて、<u>規則の</u>定めるところにより、申請書に必要な書類を添付して提出し、<u>町長</u>の確認を受けなければならない。ただし、町に工事を委託しようとするときは、この限りでない。</p> <p>2 前項の申請書は、同項の申請書及びこれに添付した書類に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その変更について書面により<u>届出て</u>、同項の規定による町長の確認を受けなければならない。ただし、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない変更にあつては、事前にその旨を<u>町長</u>に届け出ることをもって足りる。</p> <p>3 <u>町長</u>は、第1項の確認を受けようとするものが、排水設備設置義務者以外の者であっても、排水設備設置義務者が新設等を承諾したときは、これを確認することができる。</p> <p>(排水設備の工事の施行)</p>

改正案	現 行
<p>第11条 排水設備の工事の調査、設計及び施行は、町の指定する排水設備工事業者（以下「指定業者」という。）でなければこれを行うことができない。ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 指定業者に関する事項については、管理者が別に定める。 (排水設備等の工事の検査)</p> <p>第12条 排水設備等の新設等の工事が完了したときは、直ちに管理者に届け出て検査を受けなければならない。 (使用開始等の届出)</p> <p>第13条 使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を開始したときは、当該使用者は、管理者が別に定めるところにより、遅滞なく、その旨を管理者に届け出なければならない。ただし、雨水のみを排除して公共下水道を使用する場合は、この限りでない。 (除害施設の設置等の届出)</p> <p>第16条の2 前条の規定により、除害施設を設置し、改築し、又は増築しようとする者は、あらかじめその計画について管理者が定める事項を届け出なければならない。</p> <p>2 一略一</p> <p>3 管理者は、前2項による届出があった場合において、当該除害施設から公共下水道に排除される下水の水質が前条に定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以</p>	<p>第11条 排水設備の工事の調査、設計及び施行は、町の指定する排水設備工事業者（以下「指定業者」という。）でなければこれを行うことができない。ただし、災害その他非常の場合において、町長が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 指定業者に関する事項については、町長が別に定める。 (排水設備等の工事の検査)</p> <p>第12条 排水設備等の新設等の工事が完了したときは、直ちに町長に届け出て検査を受けなければならない。 (使用開始等の届出)</p> <p>第13条 使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を開始したときは、当該使用者は、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を町長に届け出なければならない。ただし、雨水のみを排除して公共下水道を使用する場合は、この限りでない。 (除害施設の設置等の届出)</p> <p>第16条の2 前条の規定により、除害施設を設置、改築又は増築しようとする者は、あらかじめその計画について町長が定める事項を届け出なければならない。</p> <p>2 一略一</p> <p>3 町長は、前2項による届出があった場合において、当該除害施設から公共下水道に排除される下水の水質が前条に定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内</p>

改正案	現 行
<p>内に限り、その届出をした者に対し、その届出（前項の届出にあっては、第1項に規定する届出事項の部分に限る。）に係る計画内容の変更を命ずることができる。</p> <p>4 第1項又は第2項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から60日を経過した後でなければ、その除害施設の設置、改築又は増築をしてはならない。ただし、管理者は、当該届出の内容が相当であると認めるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>（使用者の変更の届出）</p> <p>第17条 使用者が変わったときは、その新たに使用者となった者が、遅滞なく、その旨を管理者に届け出なければならない。</p> <p>2 一略一</p> <p>（使用料の徴収）</p> <p>第18条 一略一</p> <p>2 前項の使用料は、集金又は納入通知書により、毎月25日までに前月分を徴収する。ただし、管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>（使用料の前納）</p> <p>第19条 管理者は、前条の規定にかかわらず、公共下水道を一時使用する場合において必要と認めるときは、使用料を前納させることができる。</p> <p>2 前項の使用料は、使用者から公共下水道の使用を廃止した旨の届出があったとき、その他管理者が必要と認めるときに精算す</p>	<p>内に限り、その届出をした者に対し、その届出（前項の届出にあっては、第1項に規定する届出事項の部分に限る。）に係る計画内容の変更を命ずることができる。</p> <p>4 第1項又は第2項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から60日を経過した後でなければ、その除害施設の設置、改築又は増築をしてはならない。ただし、町長は、当該届出の内容が相当であると認めるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>（使用者の変更の届出）</p> <p>第17条 使用者が変ったときは、その新たに使用者となった者が、遅滞なく、その旨を町長に届け出なければならない。</p> <p>2 一略一</p> <p>（使用料の徴収）</p> <p>第18条 一略一</p> <p>2 前項の使用料は、集金又は納入通知書により、毎月25日までに前月分を徴収する。ただし、町長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>（使用料の前納）</p> <p>第19条 町長は、前条の規定にかかわらず、公共下水道を一時使用する場合において必要と認めるときは、使用料を前納させることができる。</p> <p>2 前項の使用料は、使用者から公共下水道の使用を廃止した旨の届出があったとき、その他町長が必要と認めるときに精算する。</p>

改正案	現 行
<p>る。</p> <p>(使用料の算定方法)</p> <p>第20条 一略一</p> <p>2 使用者が排除した汚水の量の算定は、<u>次に掲げる</u>ところによる。</p> <p>(1) 一略一</p> <p>(2) 2以上の使用者が給水装置を共同で使用している場合等においてそれぞれの使用水量を確知することができないときは、それぞれの使用者の態様を勘案して管理者が認定する。</p> <p>(3) 水道水以外の水を使用する場合、揚水量とする。この場合の揚水量の決定は、揚水量測定器又は揚水量を測定し得る機器があるときは、それにより測定された水量により、それがないときは、別表に定める基準により管理者が認定するところによる。ただし、別表に定める基準によることが著しく不相当と認めるときは、その不相当と認める事実をしんしゃくして管理者が認定することができる。</p> <p>(4) 水道水と水道水以外の水とを併用する場合は、水道の使用水量と前号により<u>測定し、</u>又は認定する水量を加えたものとする。</p> <p>(5) 冰雪製造業その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量と、その営業に伴い公共下水道に排除する汚水の量とが著しく差のある場合は、その使用者は、毎使用月、その使用月に公共下水道に排除した汚水の量及びその算出の根拠を記載した申</p>	<p>(使用料の算定方法)</p> <p>第20条 一略一</p> <p>2 使用者が排除した汚水の量の算定は、<u>次の各号に定める</u>ところによる。</p> <p>(1) 一略一</p> <p>(2) 2以上の使用者が給水装置を共同で使用している場合等においてそれぞれの使用水量を確知することができないときは、それぞれの使用者の態様を勘案して町長が認定する。</p> <p>(3) 水道水以外の水を使用する場合、揚水量とする。この場合の揚水量の決定は、揚水量測定器又は揚水量を測定し得る機器があるときは、それにより測定された水量により、それがないときは、別表に定める基準により町長が認定するところによる。ただし、別表に定める基準によることが著しく不相当と認めるときは、その不相当と認める事実をしんしゃくして町長が認定することができる。</p> <p>(4) 水道水と水道水以外の水とを併用する場合は、水道の使用水量と前号により<u>測定</u>又は認定する水量を加えたものとする。</p> <p>(5) 冰雪製造業その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量と、その営業に伴い公共下水道に排除する汚水の量とが著しく差のある場合は、その使用者は、毎使用月、その使用月に公共下水道に排除した汚水の量及びその算出の根拠を記載した申</p>

改正案	現 行
<p>告書を、その使用月の末日から起算して7日以内に管理者に提出した場合には、管理者は、その申告書の記載内容を勘案して、その使用者の排除した汚水の量を認定することができる。</p> <p>3 一略一</p> <p>4 管理者は、使用者が水道水以外の水を使用する場合において、必要と認めたときは、ポンプ施設その他の施設に揚水量測定器具を取り付けることができる。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第22条 管理者は、公益上その他特別の理由があるときは、使用料の全部又は一部を減免することができる。</p> <p>(資料の提出)</p> <p>第23条 管理者は、使用料を算出するために必要な限度において、使用者から必要な資料の提出を求めることができる。</p> <p>(損傷負担金)</p> <p>第24条 管理者は、公共下水道の施設を損傷した行為により必要を生じた当該施設に関する工事に要する費用を、その行為をした者にその全部又は一部を負担させることができる。</p> <p>(工事負担金)</p> <p>第25条 管理者は、令第11条の規定に基づく量以上の汚水を排除する排水設備を設けられることにより、公共下水道の改築を行うことが必要となったときは、その必要を生じた限度において当該工事を要する費用の一部を当該排水設備を設ける者に負担させるこ</p>	<p>告書を、その使用月の末日から起算して7日以内に町長に提出した場合には、町長は、その申告書の記載内容を勘案して、その使用者の排除した汚水の量を認定することができる。</p> <p>3 一略一</p> <p>4 町長は、使用者が水道水以外の水を使用する場合において、必要と認めたときは、ポンプ施設その他の施設に揚水量測定器具を取り付けることができる。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第22条 町長は、公益上その他特別の理由があるときは、使用料の全部又は一部を減免することができる。</p> <p>(資料の提出)</p> <p>第23条 町長は、使用料を算出するために必要な限度において、使用者から必要な資料の提出を求めることができる。</p> <p>(損傷負担金)</p> <p>第24条 町長は、公共下水道の施設を損傷した行為により必要を生じた当該施設に関する工事に要する費用を、その行為をした者にその全部又は一部を負担させることができる。</p> <p>(工事負担金)</p> <p>第25条 町長は、令第11条の規定に基づく量以上の汚水を排除する排水設備を設けられることにより、公共下水道の改築を行うことが必要となったときは、その必要を生じた限度において当該工事を要する費用の一部を当該排水設備を設ける者に負担させること</p>

改正案	現 行
<p>とができる。 (行為の許可)</p> <p>第26条 法第24条第1項の許可を受けようとする者は、申請書に<u>次</u>に掲げる<u>図面</u>を添付して<u>管理者</u>に提出しなければならない。許可を受けた事項の変更(軽微な変更を除く。)をしようとするときも同様とする。</p> <p>(1)・(2) 一略一</p> <p>2 前項の申請書の様式は、<u>管理者が別に</u>定める。 (原状回復)</p> <p>第28条 第26条第1項の規定により許可を受けた者は、その許可により物件を設けることができる期間が満了したとき、又は当該物件を設ける目的を廃止したときは、当該物件を除却し、公共下水道を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不相当であると<u>管理者</u>が認めたときは、この限りでない。</p> <p>2 <u>管理者</u>は、前項に規定する原状回復又は原状に回復することが不相当な場合の措置について、必要な指示をすることができる。 (排水設備及び水洗便所の工事の委託)</p> <p>第29条 一略一</p> <p>2 前項の委託をしようとする者は、申請書を<u>管理者</u>に提出しなければならない。 (工事費)</p> <p>第30条 排水設備又は水洗便所の新設等を町に委託しようとする者は、工事費を前納しなければならない。ただし、<u>管理者</u>が特別の</p>	<p>とができる。 (行為の許可)</p> <p>第26条 法第24条第1項の許可を受けようとする者は、申請書に<u>次の各号</u>に掲げる<u>図書</u>を添付して<u>町長</u>に提出しなければならない。許可を受けた事項の変更(軽微な変更を除く。)をしようとするときも同様とする。</p> <p>(1)・(2) 一略一</p> <p>2 前項の申請書の様式は、<u>規則で</u>定める。 (原状回復)</p> <p>第28条 第26条第1項の規定により許可を受けた者は、その許可により物件を設けることができる期間が満了したとき、又は当該物件を設ける目的を廃止したときは、当該物件を除却し、公共下水道を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不相当であると<u>町長</u>が認めたときは、この限りでない。</p> <p>2 <u>町長</u>は、前項に規定する原状回復又は原状に回復することが不相当な場合の措置について、必要な指示をすることができる。 (排水設備及び水洗便所の工事の委託)</p> <p>第29条 一略一</p> <p>2 前項の委託をしようとする者は、申請書を<u>町長</u>に提出しなければならない。 (工事費)</p> <p>第30条 排水設備又は水洗便所の新設等を町に委託しようとする者は、工事費を前納しなければならない。ただし、<u>町長</u>が特別の事</p>

改正案	現 行
<p>事情があると認めたときは、この限りでない。</p> <p>2 一略一</p> <p><u>第6章 補則</u> <u>(委任)</u></p> <p><u>第30条の3</u> この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。</p> <p><u>第7章 罰則</u></p> <p>第31条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、1万円以下の過料を科する。</p> <p>(1) 一略一</p> <p>(2) この条例又はこの条例に基づく<u>規程</u>に違反した者</p>	<p>情があると認めたときは、この限りでない。</p> <p>2 一略一</p> <p><u>第6章 罰則</u> <u>(過料)</u></p> <p>第31条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、1万円以下の過料を科する。</p> <p>(1) 一略一</p> <p>(2) この条例又はこの条例に基づく<u>規則</u>に違反した者</p> <p><u>第7章 補則</u> <u>(委任)</u></p> <p><u>第34条</u> この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>

芽室町下水道事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴う

関係条例の整備に関する条例 新旧対照表（第2条関係）

改正案	現 行
<p>(芽室町都市計画下水道事業受益者負担金条例の一部改正) (受益者)</p> <p>第2条 この条例において「受益者」とは、事業により築造される公共下水道の排水区域（以下「排水区域」という。）内に存する土地の所有者をいう。ただし、地上権、質権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利（一時使用のために設定された地上権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利を除く。以下「地上権等」という。）の目的となっている土地については、それぞれ地上権者、質権者又は使用借主若しくは賃借人（以下「地上権者等」という。）をいう。この場合において、地上権者等と当該土地所有者とが協議して、当該土地に係る負担金の徴収を受ける者を土地所有者と定めたときは、<u>下水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）</u>は、その者を受益者とみなすことができるものとする。</p> <p>2 <u>管理者</u>は、排水区域内における土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業の施行に係る土地について仮換地の指定が行われた場合において必要があると認めるときは、換地処分が行われたものとみなして、前項の受益者を定めることができる。</p>	<p>(受益者)</p> <p>第2条 この条例において「受益者」とは、事業により築造される公共下水道の排水区域（以下「排水区域」という。）内に存する土地の所有者をいう。ただし、地上権、質権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利（一時使用のために設定された地上権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利を除く。以下「地上権等」という。）の目的となっている土地については、それぞれ地上権者、質権者又は使用借主若しくは賃借人（以下「地上権者等」という。）をいう。この場合において、地上権者等と当該土地所有者とが協議して、当該土地に係る負担金の徴収を受ける者を土地所有者と定めたときは、<u>町長</u>は、その者を受益者とみなすことができるものとする。</p> <p>2 <u>町長</u>は、排水区域内における土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業の施行に係る土地について仮換地の指定が行われた場合において必要があると認めるときは、換地処分が行われたものとみなして、前項の受益者を定めることができる。</p>

改正案	現 行
<p>(負担区の決定等)</p> <p>第4条 管理者は、排水区域を土地の状況に応じて2以上の負担区に区分するものとする。</p> <p>2 管理者は、前項の規定により負担区を定めたときは、当該負担区の名称、区域及び地積を公告しなければならない。</p> <p>(賦課対象区域の決定等)</p> <p>第9条 管理者は、毎年度の当初に、その年度内に負担金を賦課しようとする区域（以下「賦課対象区域」という。）を定め、これを公告しなければならない。</p> <p>2 一略一</p> <p>(負担金の賦課及び徴収)</p> <p>第10条 管理者は、前条第1項の公告の日現在における当該公告のあった賦課対象区域内の土地に係る受益者ごとに、第7条の規定により算出した負担金の額を定め、これを賦課するものとする。この場合において算出された負担金の額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p> <p>2 管理者は、前項の規定により負担金の額を定めたときは、遅滞なく、当該負担金の額及びその納付期日等を受益者に通知しなければならない。</p> <p>3 一略一</p> <p>(負担金の徴収猶予)</p> <p>第12条 管理者は、受益者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、受益者が当該負担金を納付することが著しく困難</p>	<p>(負担区の決定等)</p> <p>第4条 町長は、排水区域を土地の状況に応じて2以上の負担区に区分するものとする。</p> <p>2 町長は、前項の規定により負担区を定めたときは、当該負担区の名称、区域及び地積を公告しなければならない。</p> <p>(賦課対象区域の決定等)</p> <p>第9条 町長は、毎年度の当初に、その年度内に負担金を賦課しようとする区域（以下「賦課対象区域」という。）を定め、これを公告しなければならない。</p> <p>2 一略一</p> <p>(負担金の賦課及び徴収)</p> <p>第10条 町長は、前条第1項の公告の日現在における当該公告のあった賦課対象区域内の土地に係る受益者ごとに、第7条の規定により算出した負担金の額を定め、これを賦課するものとする。この場合において算出された負担金の額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p> <p>2 町長は、前項の規定により負担金の額を定めたときは、遅滞なく、当該負担金の額及びその納付期日等を受益者に通知しなければならない。</p> <p>3 一略一</p> <p>(負担金の徴収猶予)</p> <p>第12条 町長は、受益者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、受益者が当該負担金を納付することが著しく困難で</p>

改正案	現 行
<p>であること、又は土地の状況等により徴収を猶予する必要があると認められるときは、負担金の徴収を猶予することができる。 (負担金の減免)</p> <p>第13条 一略一</p> <p>2 管理者は、次の各号のいずれかに該当する受益者の負担金を減免することができる。 (1)～(5) 一略一 (受益者に変更があった場合の取扱)</p> <p>第16条 第9条第1項の公告の日後、受益者の変更があった場合において、当該変更に係る当事者の一方又は双方がその旨を管理者に届け出たときは、新たに受益者となった者は、従前の受益者の地位を承継するものとする。ただし、第10条第1項の規定により定められた額のうち、当該届出の日までに納付すべき時期にいたっているものは、従前の受益者が納付するものとする。 (委任)</p> <p>第18条 この条例の施行について必要な事項は、管理者が別に定める。</p>	<p>あること、又は土地の状況等により徴収を猶予する必要があると認められるときは、負担金の徴収を猶予することができる。 (負担金の減免)</p> <p>第13条 一略一</p> <p>2 町長は、次の各号のいずれかに該当する受益者の負担金を減免することができる。 (1)～(5) 一略一 (受益者に変更があった場合の取扱)</p> <p>第16条 第9条第1項の公告の日後、受益者の変更があった場合において、当該変更に係る当事者の一方又は双方がその旨を町長に届け出たときは、新たに受益者となった者は、従前の受益者の地位を承継するものとする。ただし、第10条第1項の規定により定められた額のうち、当該届出の日までに納付すべき時期にいたっているものは、従前の受益者が納付するものとする。 (委任)</p> <p>第18条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</p>

芽室町下水道事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴う

関係条例の整備に関する条例 新旧対照表（第3条関係）

改正案	現 行
<p>(芽室町集落排水事業受益者分担金条例の一部改正) <u>芽室町農業集落排水事業受益者分担金条例</u> (総則) 第1条 この条例は、<u>農業集落排水施設</u>に係る整備事業（以下「事業」という。）に要する費用の一部に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第224条の規定に基づく受益者分担金（以下「分担金」という。）の徴収について必要な事項を定めるものとする。 (受益者) 第2条 この条例において「受益者」とは、事業により築造される<u>農業集落排水施設</u>の排水区域内に存する土地の所有者をいう。ただし、地上権、質権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利（一時使用のために設定された地上権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利を除く。以下「地上権等」という。）の目的となっている土地については、それぞれ地上権者、質権者又は使用借主若しくは賃借人（以下「地上権者等」という。）をいう。この場合において、地上権者等と当該土地所有者とが協議して、当該土地に係る分担金の徴収を受ける者を土地所有者と定めたときは、<u>下水道事業の管理者の権限を行う町長</u>（以下「管理者」という。）</p>	<p><u>芽室町集落排水事業受益者分担金条例</u> (総則) 第1条 この条例は、<u>集落排水施設</u>に係る整備事業（以下「事業」という。）に要する費用の一部に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第224条の規定に基づく受益者分担金（以下「分担金」という。）の徴収について必要な事項を定めるものとする。 (受益者) 第2条 この条例において「受益者」とは、事業により築造される<u>集落排水施設</u>の排水区域内に存する土地の所有者をいう。ただし、地上権、質権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利（一時使用のために設定された地上権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利を除く。以下「地上権等」という。）の目的となっている土地については、それぞれ地上権者、質権者又は使用借主若しくは賃借人（以下「地上権者等」という。）をいう。この場合において、地上権者等と当該土地所有者とが協議して、当該土地に係る分担金の徴収を受ける者を土地所有者と定めたときは、<u>町長</u>は、その者を受益者とみなすことができる。</p>

改正案	現 行
<p>は、その者を受益者とみなすことができる。 (排水区の公告等)</p> <p>第3条 管理者は、排水区を定めたときは、当該排水区の名称、区域及び地積を公告しなければならない。 (排水区の分担金の総額)</p> <p>第4条 排水区の分担金の総額は、当該排水区の事業費の額に4分の1を乗じて得た額とする。ただし、管理者は、公共下水道事業との地方負担額をしんしゃくして分担金の総額を算定することができる。 (排水区の事業費等の予定額の決定等)</p> <p>第6条 管理者は、排水区の事業に着手する前に、当該排水区に係る事業費及び単位分担金の予定額を定め、これを公告しなければならない。 (賦課対象区域の決定等)</p> <p>第7条 管理者は、毎年度の当初に、その年度内に分担金を賦課しようとする区域（以下「賦課対象区域」という。）を定め、これを公告しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により公告する区域は、同項の規定による公告の日現在において、既に芽室町農業集落排水施設管理条例(昭和53年条例第16号) 第2条の2第2項の規定による供用開始区域となっているか、又は当該公告の日に属する年度内に供用開始区域となることが予定された区域でなければならない。 (分担金の賦課及び徴収)</p>	<p>(排水区の公告等)</p> <p>第3条 町長は、排水区を定めたときは、当該排水区の名称、区域及び地積を公告しなければならない。 (排水区の分担金の総額)</p> <p>第4条 排水区の分担金の総額は、当該排水区の事業費の額に4分の1を乗じて得た額とする。ただし、町長は、公共下水道事業との地方負担額をしんしゃくして分担金の総額を算定することができる。 (排水区の事業費等の予定額の決定等)</p> <p>第6条 町長は、排水区の事業に着手する前に、当該排水区に係る事業費及び単位分担金の予定額を定め、これを公告しなければならない。 (賦課対象区域の決定等)</p> <p>第7条 町長は、毎年度の当初に、その年度内に分担金を賦課しようとする区域（以下「賦課対象区域」という。）を定め、これを公告しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により公告する区域は、同項の規定による公告の日現在において、既に芽室町集落排水施設設置条例(昭和51年条例第4号) 第5条の規定による供用開始区域となっているか、又は当該公告の日に属する年度内に供用開始区域となることが予定された区域でなければならない。 (分担金の賦課及び徴収)</p>

改正案	現 行
<p>第8条 管理者は、前条第1項の公告の日現在における当該公告のあった賦課対象区域内の土地に係る受益者ごとに、第6条の規定により公告された単位分担金の予定額を基礎として分担金の額を定め、これを賦課するものとする。この場合において算出された分担金の額に10円未満の端数があるときは、この端数金額を切り捨てるものとする。</p> <p>2 管理者は、前項の規定による分担金の額を定めたときは、遅滞なく、当該分担金の額及びその納付期日等を受益者に通知しなければならない。</p> <p>3 一略一 (分担金の徴収猶予)</p> <p>第10条 管理者は、受益者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、受益者が当該分担金を納付することが著しく困難であること、又は土地の状況等により徴収を猶予する必要があると認められるときは、分担金の徴収を猶予することができる。 (分担金の減免)</p> <p>第11条 一略一</p> <p>2 管理者は、次の各号のいずれかに該当する受益者の分担金を減免することができる。 (1)～(5) 一略一 (事業費等の確定)</p> <p>第12条 管理者は、当該排水区に係る事業が終了したときは、遅滞なく当該排水区に係る事業費及び単位分担金額を確定し、これを</p>	<p>第8条 町長は、前条第1項の公告の日現在における当該公告のあった賦課対象区域内の土地に係る受益者ごとに、第6条の規定により公告された単位分担金の予定額を基礎として分担金の額を定め、これを賦課するものとする。この場合において算出された分担金の額に10円未満の端数があるときは、この端数金額を切り捨てるものとする。</p> <p>2 町長は、前項の規定による分担金の額を定めたときは、遅滞なく、当該分担金の額及びその納付期日等を受益者に通知しなければならない。</p> <p>3 一略一 (分担金の徴収猶予)</p> <p>第10条 町長は、受益者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、受益者が当該分担金を納付することが著しく困難であること、又は土地の状況等により徴収を猶予する必要があると認められるときは、分担金の徴収を猶予することができる。 (分担金の減免)</p> <p>第11条 一略一</p> <p>2 町長は、次の各号のいずれかに該当する受益者の分担金を減免することができる。 (1)～(5) 一略一 (事業費等の確定)</p> <p>第12条 町長は、当該排水区に係る事業が終了したときは、遅滞なく当該排水区に係る事業費及び単位分担金額を確定し、これを公</p>

改正案	現 行
<p>公告しなければならない。 (分担金の精算等)</p> <p>第13条 管理者は、前条の規定により公告された当該排水区に係る単位分担金額を基礎として分担金の額を確定し、その確定した額と第8条第1項の規定により定めた分担金の額との間に差額があるときは、遅滞なく、その差額に相当する金額を受益者から追徴し、又は受益者に還付しなければならない。</p> <p>2 前条の規定により公告された当該排水区に係る事業費及び単位分担金額の確定額が、第6条の規定により公告された当該排水区に係る事業費及び単位分担金の予定額を超える場合において、管理者が特に精算する必要がないと認めたときは、前項の規定による精算をしないことができる。</p> <p>3 管理者は、前項の規定により精算しないときは、前条の規定による公告の日後、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。 (受益者に変更があった場合の取扱)</p> <p>第14条 第7条第1項の公告の日後、受益者の変更があった場合において、当該変更に係る当事者の一方又は双方がその旨を管理者に届け出たときは、新たに受益者となった者は、従前の受益者の地位を承継するものとする。ただし、第8条第1項の規定により定められた額及び前条第1項の規定により受益者から徴収すべき金額のうち、当該届出の日までに納付すべき時期にいたっているものは、従前の受益者が納付するものとする。 (延滞金)</p>	<p>告しなければならない。 (分担金の精算等)</p> <p>第13条 町長は、前条の規定により公告された当該排水区に係る単位分担金額を基礎として分担金の額を確定し、その確定した額と第8条第1項の規定により定めた分担金の額との間に差額があるときは、遅滞なく、その差額に相当する金額を受益者から追徴し、又は受益者に還付しなければならない。</p> <p>2 前条の規定により公告された当該排水区に係る事業費及び単位分担金額の確定額が、第6条の規定により公告された当該排水区に係る事業費及び単位分担金の予定額を超える場合において、町長が特に精算する必要がないと認めたときは、前項の規定による精算をしないことができる。</p> <p>3 町長は、前項の規定により精算しないときは、前条の規定による公告の日後、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。 (受益者に変更があった場合の取扱)</p> <p>第14条 第7条第1項の公告の日後、受益者の変更があった場合において、当該変更に係る当事者の一方又は双方がその旨を町長に届け出たときは、新たに受益者となった者は、従前の受益者の地位を承継するものとする。ただし、第8条第1項の規定により定められた額及び前条第1項の規定により受益者から徴収すべき金額のうち、当該届出の日までに納付すべき時期にいたっているものは、従前の受益者が納付するものとする。 (延滞金)</p>

改正案	現 行
<p>第15条 法第231条の3第2項の規定による延滞金は、当該分担金の額にその納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、<u>年14.6パーセント</u>の割合を乗じて得た金額を分担金に加算して徴収する。</p> <p>(委任)</p> <p>第16条 この条例の施行について必要な事項は、<u>管理者が別に</u>定める。</p>	<p>第15条 法第231条の3第2項の規定による延滞金は、当該分担金の額にその納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、<u>年14.5パーセント</u>の割合を乗じて得た金額を分担金に加算して徴収する。</p> <p>(委任)</p> <p>第16条 この条例の施行について必要な事項は、<u>規則で</u>定める。</p>

芽室町下水道事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴う

関係条例の整備に関する条例 新旧対照表（第4条関係）

改正案	現 行
<p>(芽室町集落排水施設管理条例の一部改正) <u>芽室町農業集落排水施設管理条例</u> (目的) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、<u>芽室町農業集落排水施設</u>（以下「排水施設」という。）の管理について必要な事項を定めることを目的とする。 (用語の定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) <u>排水施設</u> <u>下水を排除するために設けられる排水管その他の排除施設及びこれに接続して汚水を処理するために設けられる処理施設又はこれらの施設を補完する施設の総体で、町が管理するものをいう。</u> (2) 一略一 (3) <u>排水設備設置義務者</u> <u>次条第2項の規定により公告された排水施設の供用開始（以下「供用開始」という。）の区域内に建築物を所有する者をいう。</u> <u>(事業区域及び供用開始等の公告)</u></p>	<p><u>芽室町集落排水施設管理条例</u> (目的) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、<u>芽室町集落排水施設</u>（以下「排水施設」という。）の管理について必要な事項を定めることを目的とする。 (用語の定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) <u>排水施設</u> <u>芽室町集落排水施設設置条例（昭和51年条例第4号。以下「設置条例」という。）第2条に規定する排水施設をいう。</u> (2) 一略一 (3) <u>排水設備設置義務者</u> <u>設置条例第5条の規定により公告された排水施設の供用開始（以下「供用開始」という。）の区域内に建築物を所有する者をいう。</u></p>

改正案	現 行
<p><u>第2条の2 下水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）は、排水施設の事業区域を決定しようとするときは、あらかじめ住民の意見を反映させるために必要な措置を講じ、排水施設の事業区域を決定したときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。</u></p> <p><u>2 管理者は、排水施設の供用を開始しようとするときは、あらかじめ供用を開始すべき年月日、汚水を排除すべき区域その他必要な事項を公告し、かつ、これを表示した図面を町の事務所において一般の縦覧に供しなければならない。公告した事項を変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p>（排水設備の設置等）</p> <p>第3条 一略一</p> <p>2・3 一略一</p> <p>4 <u>管理者</u>は、供用開始の区域内の建築物が近く除却され、又は移転される予定のものである場合等相当の理由があると認められる場合には、第1項及び第2項に規定する期間の延長を許可することができる。</p> <p>（工事の確認及び施行）</p> <p>第4条 公共ますに排水管を接続し、又は装置を新設し、若しくは改造しようとする者は、あらかじめ工事の計画について<u>管理者が別に定めるところにより、管理者</u>に申請し、確認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の工事の調査、設計及び施行は、町の指定する排水設備工</p>	<p>（排水設備の設置等）</p> <p>第3条 一略一</p> <p>2・3 一略一</p> <p>4 <u>町長</u>は、供用開始の区域内の建築物が近く除却され、又は移転される予定のものである場合等相当の理由があると認められる場合には、第1項及び第2項に規定する期間の延長を許可することができる。</p> <p>（工事の確認及び施行）</p> <p>第4条 公共ますに排水管を接続し、又は装置を新設し、若しくは改造しようとする者は、あらかじめ工事の計画について<u>規則</u>の定めるところにより、<u>町長</u>に申請し、確認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の工事の調査、設計及び施行は、町の指定する排水設備工</p>

改正案	現 行
<p>事業者でなければ、これを行うことはできない。ただし、災害その他非常の場合において、<u>管理者</u>が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 第1項の工事が完了したときは、直ちに<u>管理者</u>に届け出て検査を受けなければならない。 (使用開始等の届出)</p> <p>第5条 使用者が排水施設の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開したときは、当該使用者は、<u>管理者が別に</u>定めるところにより、遅滞なくその旨を<u>管理者</u>に届け出なければならない。 (使用者の変更の届出)</p> <p>第6条 使用者が変わったときは、その新たに使用者となった者が遅滞なくその旨を<u>管理者</u>に届け出なければならない。 (使用料の徴収)</p> <p>第7条 一略一</p> <p>2 前項の使用料は、集金又は納入通知書により、毎月25日までに前月分を徴収する。ただし、<u>管理者</u>が特に必要があると認めるときは、この限りでない。 (使用料の算定方法)</p> <p>第8条 一略一</p> <p>2 使用者が排除した汚水の量の算定は、次に定めるところによる。</p>	<p>事業者でなければ、これを行うことはできない。ただし、災害その他非常の場合において、<u>町長</u>が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 第1項の工事が完了したときは、直ちに<u>町長</u>に届け出て検査を受けなければならない。 (使用開始等の届出)</p> <p>第5条 使用者が排水施設の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開したときは、当該使用者は、<u>規則の</u>定めるところにより、遅滞なくその旨を<u>町長</u>に届け出なければならない。 (使用者の変更の届出)</p> <p>第6条 使用者が変わったときは、その新たに使用者となった者が遅滞なくその旨を<u>町長</u>に届け出なければならない。 (使用料の徴収)</p> <p>第7条 一略一</p> <p>2 前項の使用料は、集金又は納入通知書により、毎月25日までに前月分を徴収する。ただし、<u>町長</u>が特に必要があると認めるときは、この限りでない。 (使用料の算定方法)</p> <p>第8条 一略一</p> <p>2 使用者が排除した汚水の量の算定は、<u>次の各号</u>に定めるところによる。</p>

改正案	現 行
<p>(1) 一略一</p> <p>(2) 水道水以外の水を使用する場合又は水道水と水道水以外の水とを併用する場合には、別表に定める基準又は使用の実態をしんしゃくして管理者が認定することができる。</p> <p>3 使用水量と排除した汚水の量とに著しい差があると認めるときは、使用の実態をしんしゃくして管理者は使用料を徴収すべき水量を認定することができる。</p> <p>4 一略一 (使用料の減免)</p> <p>第10条 管理者は、公益上その他特別の理由があるときは、使用料の全部又は一部を減免することができる。</p> <p>(資料の提出)</p> <p>第11条 管理者は、使用料を算出するために必要な限度において、使用者から必要な資料の提出を求めることができる。</p>	<p>(1) 一略一</p> <p>(2) 水道水以外の水を使用する場合又は水道水と水道水以外の水とを併用する場合には、別表に定める基準又は使用の実態をしんしゃくして町長が認定することができる。</p> <p>3 使用水量と排除した汚水の量とに著しい差があると認めるときは、使用の実態をしんしゃくして町長は使用料を徴収すべき水量を認定することができる。</p> <p>4 一略一 (使用料の減免)</p> <p>第10条 町長は、公益上その他特別の理由があるときは、使用料の全部又は一部を減免することができる。</p> <p>(資料の提出)</p> <p>第11条 町長は、使用料を算出するために必要な限度において、使用者から必要な資料の提出を求めることができる。</p> <p><u>(過料)</u></p> <p><u>第12条 次の各号に該当する者に対しては、1万円以下の過料を科する。</u></p> <p>(1) <u>第4条の確認なく排水設備等の新設等を行った者</u></p> <p>(2) <u>この条例又はこの条例に基づく規則に違反した者</u></p> <p><u>第12条の2 詐欺その他不正行為により使用料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科することができる。</u></p>

改正案	現 行
<p>(排水設備の設置及び構造の基準等)</p> <p>第12条 一略一 (委任)</p> <p>第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>管理者が別に定め</u>る。</p> <p><u>(過料)</u></p> <p>第14条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、1万円以下の過料を科する。</p> <p>(1) <u>第4条の確認なく排水設備等の新設等を行った者</u></p> <p>(2) <u>この条例又はこの条例に基づく規程に違反した者</u></p> <p>第15条 <u>詐欺その他不正行為により使用料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)</u>以下の過料を科することができる。</p> <p>別表(第8条関係) <u>農業集落排水施設使用料</u> 一略一</p>	<p>(排水設備の設置及び構造の基準等)</p> <p>第13条 一略一 (委任)</p> <p>第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則で定める</u>。</p> <p>別表(第8条関係) <u>集落排水施設使用料</u> 一略一</p>

芽室町下水道事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴う

関係条例の整備に関する条例 新旧対照表（第5条関係）

改正案	現 行
<p>(芽室町個別排水処理事業受益者分担金条例の一部改正) (受益者)</p> <p>第2条 この条例において、「受益者」とは、事業により築造される個別排水処理施設に係る家屋の所有者をいう。ただし、質権、使用貸借又は賃貸借による権利（一時使用のために設定された使用貸借又は賃貸借による権利を除く。）の目的となっている家屋については、それぞれ質権者、使用借主又は賃借人（以下「質権者等」という。）をいう。この場合において、質権者等と当該家屋所有者とが協議して、当該家屋に係る分担金の徴収を受けるものを家屋所有者と定めたときは、<u>下水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）</u>は、その者を受益者とみなすことができる。</p> <p>(分担金の賦課及び徴収)</p> <p>第4条 管理者は、家屋所有者から個別排水処理施設の設置申込みがあった場合、申込内容を確認し、分担金を賦課するものとする。</p> <p>2 管理者は、前項の規定による分担金の額を定めたときは、遅滞なく、当該分担金の額及び納付期日等を受益者に通知しなければならない。</p>	<p>(受益者)</p> <p>第2条 この条例において、「受益者」とは、事業により築造される個別排水処理施設に係る家屋の所有者をいう。ただし、質権、使用貸借又は賃貸借による権利（一時使用のために設定された使用貸借又は賃貸借による権利を除く。<u>以下「質権等」という。</u>）の目的となっている家屋については、それぞれ質権者、使用借主又は賃借人（以下「質権者等」という。）をいう。この場合において、質権者等と当該家屋所有者とが協議して、当該家屋に係る分担金の徴収を受けるものを家屋所有者と定めたときは、町長は、その者を受益者とみなすことができる。</p> <p>(分担金の賦課及び徴収)</p> <p>第4条 町長は、家屋所有者から個別排水処理施設の設置申込みがあった場合、申込内容を確認し、分担金を賦課するものとする。</p> <p>2 町長は、前項の規定による分担金の額を定めたときは、遅滞なく、当該分担金の額及び納付期日等を受益者に通知しなければならない。</p>

改正案	現 行
<p>(分担金の減免)</p> <p>第5条 一略一</p> <p>2 管理者は、次の各号の<u>いずれかに</u>該当する受益者の分担金を減免することができる。</p> <p>(1)～(5) 一略一</p> <p>(延滞金)</p> <p>第6条 地方自治法第231条の3第2項の規定による延滞金は、当該分担金の額にその納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、<u>年14.6パーセント</u>の割合を乗じて得た金額を分担金に加算して徴収する。</p> <p>(委任)</p> <p>第7条 この条例の施行について必要な事項は、管理者が別に定める。</p>	<p>(分担金の減免)</p> <p>第5条 一略一</p> <p>2 町長は、次の各号の<u>一に</u>該当する受益者の分担金を減免することができる。</p> <p>(1)～(5) 一略一</p> <p>(延滞金)</p> <p>第6条 地方自治法第231条の3第2項の規定による延滞金は、当該分担金の額にその納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、<u>年14.5パーセント</u>の割合を乗じて得た金額を分担金に加算して徴収する。</p> <p>(委任)</p> <p>第7条 この条例の施行について必要な事項は、町長が別に定める。</p>

芽室町下水道事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴う

関係条例の整備に関する条例 新旧対照表 (第6条関係)

改正案	現 行
<p>(芽室町個別排水処理施設管理条例の一部改正) (用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>排水処理施設 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第2条第1号に規定する浄化槽であって、各戸ごと(共同住宅にあっては、各共同住宅ごと)に、し尿と併せて雑排水を処理し、放流等の処理をするもので、町が管理する合併処理浄化槽をいう。</u></p> <p>(2) 排水設備 し尿及び雑排水を合併処理浄化槽に流入させるために必要な<u>排水管</u>その他の排除施設をいう。</p> <p>(3) 排水設備設置者 <u>芽室町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(令和8年条例第 号)第4条第6項</u>の規定による区域内で、合併処理浄化槽を設置する家屋を所有する者をいう。</p> <p>(工事の届出、確認及び施行)</p> <p>第4条 排水処理施設に<u>排水管</u>を接続しようとするものは、あらかじめ工事の計画について<u>下水道事業の管理者の権限を行う町長(以下「管理者」という。)</u>が別に定めるところにより、<u>管理者</u>に届出し、確認を受けなければならない。</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>排水処理施設 芽室町個別排水処理施設設置条例(平成6年条例第22号。以下「設置条例」という。)</u>第2条に規定する<u>合併処理浄化槽</u>をいう。</p> <p>(2) 排水設備 し尿及び雑排水を合併処理浄化槽に流入させるために必要な<u>配水管</u>その他の排除施設をいう。</p> <p>(3) 排水設備設置者 <u>設置条例第3条</u>の規定による区域内で、合併処理浄化槽を設置する家屋を所有する者をいう。</p> <p>(工事の届出、確認及び施行)</p> <p>第4条 排水処理施設に<u>配水管</u>を接続しようとするものは、あらかじめ工事の計画について<u>規則</u>の定めるところにより、<u>町長</u>に届出し、確認を受けなければならない。</p>

改正案	現 行
<p>2 前項の工事の調査、設計及び施行は、町の指定する排水設備工事業者でなければ、これを行うことはできない。ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 第1項の工事が完了したときは、直ちに管理者に届けて検査を受けなければならない。 (使用開始等の届出)</p> <p>第5条 使用者が排水処理施設の使用を開始し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開したときは、当該使用者は、管理者が別に定めるところにより、遅滞なくその旨を管理者に届けなければならない。 (使用者の変更の届出)</p> <p>第6条 使用者に変更があったときは、その新たに使用者となった者が遅滞なくその旨を管理者に届けなければならない。 (使用料の徴収)</p> <p>第7条 町は、排水処理施設の使用について、使用者から別表に掲げる区分に応じた額に消費税及び地方消費税の税額を加えた額を使用料として徴収する。ただし、平成11年度以前に設置した排水処理施設を使用する場合の使用料は、別表中の区分を、管理者が別に定めるところにより変更した区分によるものとし、その区分に応じた額に消費税及び地方消費税の税額を加えた額を使用料として徴収する。</p>	<p>2 前項の工事の調査、設計及び施行は、町の指定する排水設備工事業者でなければ、これを行うことはできない。ただし、災害その他非常の場合において、町長が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 第1項の工事が完了したときは、直ちに町長に届けて検査を受けなければならない。 (使用開始等の届出)</p> <p>第5条 使用者が排水処理施設の使用を開始し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開したときは、当該使用者は、規則の定めるところにより、遅滞なくその旨を町長に届けなければならない。 (使用者の変更の届出)</p> <p>第6条 使用者に変更があったときは、その新たに使用者となった者が遅滞なくその旨を町長に届けなければならない。 (使用料の徴収)</p> <p>第7条 町は、排水処理施設の使用について、使用者から別表に掲げる区分に応じた額に消費税及び地方消費税の税額を加えた額を使用料として徴収する。ただし、平成11年度以前に設置した排水処理施設を使用する場合の使用料は、別表中の区分を、規則の定めるところにより変更した区分によるものとし、その区分に応じた額に消費税及び地方消費税の税額を加えた額を使用料として徴収する。</p>

改正案	現 行
<p>2 前項の使用料は、集金又は納入通知書により、毎月25日までに毎月分を徴収する。ただし、<u>管理者</u>が特に必要と認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 一略一 (使用料の減免)</p> <p>第9条 <u>管理者</u>は、公益上その他の理由があるときは、使用料の全部又は一部を減免することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>管理者が別に定める</u>。</p> <p>(過料)</p> <p>第11条 <u>次の各号のいずれかに該当する者に対しては、1万円以下の過料を科する。</u></p> <p>(1) <u>第4条の確認なく排水設備等の新設等を行った者</u></p>	<p>2 前項の使用料は、集金又は納入通知書により、毎月25日までに毎月分を徴収する。ただし、<u>町長</u>が特に必要と認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 一略一 (使用料の減免)</p> <p>第9条 <u>町長</u>は、公益上その他の理由があるときは、使用料の全部又は一部を減免することができる。</p> <p>(過料)</p> <p>第10条 <u>次の各号のいずれかに該当する者に対しては、1万円以下の過料を科する。</u></p> <p>(1) <u>第4条の確認なく排水設備等の新設等を行った者</u></p> <p>(2) <u>この条例又はこの条例に基づく規則に違反した者</u></p> <p>第11条 <u>詐欺その他不正行為により使用料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科することができる。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則で定める</u>。</p>

改正案	現 行
<p>(2) <u>この条例又はこの条例に基づく規程に違反した者</u> 第12条 <u>詐欺その他不正行為により使用料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科することができる。</u></p>	

芽室町下水道事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴う

関係条例の整備に関する条例 新旧対照表（第7条関係）

改正案	現 行
<p>(芽室町上水道事業条例の一部改正) (目的) 第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）及び地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第244条の2の規定に基づき、芽室町上水道事業の管理及び給水の適正を保持するため必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p><u>第2条から第2条の4 削除</u></p>	<p>(目的) 第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）及び地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第244条の2の規定に基づき、芽室町上水道事業の<u>設置、</u>管理及び給水の適正を保持するため必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p><u>(上水道事業の設置)</u> 第2条 <u>生活用水その他浄水を町民に供給するため、上水道事業を設置する。</u></p> <p><u>(経営の基本)</u> 第2条の2 <u>上水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。</u> 2 <u>給水区域は、本町区、中央町区、大町区、旭町区、愛生町区、新工町区、栄町区、幸町区、柏木町区、北町区、曙町区、東町区、寿町区、五条町区、一心町区、東栄西区、東栄東区、麻生町区、錦町区、錦町西区、桜木町区、美園区、花園町東区、花園町中央区、花園町西区、南町区、緑町東区、緑町西区、西町区、西</u></p>

改正案	現 行
<p>(共用栓の設置及び使用)</p> <p>第5条 共用栓は、<u>水道事業の管理者の権限を行う町長</u>（以下「<u>管理者</u>」という。）が必要と認めたもののほかこれを設置し、又は</p>	<p><u>園町区、泉町区、泉町東区、睦町区、西工町区、元町区、弥生中央町区、弥生西町区、弥生北町区、青葉西区、青葉東区、南が丘区、南が丘東区、南が丘西区、日甜区、下美生区、大成区、東めむろ第1区、東めむろ第2区、東めむろ第3区、東めむろ第4区、新生区、新生2区、北伏古区、中伏古区、博進区、坂の上区、栄区、明友区、共栄区、上伏古区、雄馬別区、東伏美区、西伏美区の全域並びに高岩区のうち、南5線27番地7と道道用地界との交点を起点として、道道を南進、南6線25番地1との交点を結び、更に南6線38番地4と南6線36番地1との交点、南3線37番地1と南3線35番地との交点、南3線45番地2と南3線47番地1との交点、南2線48番地3と西芽室区との交点、南1線35番地1と芽室川築堤との交点を終点とし、これを順に結んだ内側の区域とする。</u></p> <p>3 <u>給水人口は、18,200人とする。</u></p> <p>4 <u>1日最大給水量は、8,500立方メートルとする。</u></p> <p><u>(組織)</u></p> <p>第2条の3 <u>上水道事業の管理者は、置かないものとする。</u></p> <p>第2条の4 <u>法第14条の規定に基づき、上水道事業管理者（以下「管理者」という。）の権限に属する事務を処理するため、水道課を置く。</u></p> <p>(共用栓の設置及び使用)</p> <p>第5条 共用栓は、<u>管理者</u>が必要と認めたもののほかこれを設置し、又は使用することができない。</p>

改正案	現 行
使用することができない。	<p style="text-align: center;"><u>第6章 財務管理</u> <u>(特別会計)</u></p> <p><u>第54条の2 法第17条及び令第8条の4の規定により、上水道事業及び簡易水道事業を通じての一の特別会計を設ける。</u> <u>(重要な資産の取得及び処分)</u></p> <p><u>第54条の2の2 法第33条第2項の規定により、予算で定めなければならない上水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価格）が1,500万円以上の不動産又は動産の買入れ、若しくは譲渡（土地については1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）とする。</u> <u>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</u></p> <p><u>第54条の3 法第34条において準用する自治法第243条の2の8第8項の規定により、上水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償額10万円以上である場合とする。</u> <u>(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)</u></p> <p><u>第54条の4 上水道事業の業務に関し、法第40条第2項の規定に基づき、条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領で、その金額又はその目的物の価格が、20万円以上のもの及び法律上、町の義務に属する損害賠償の額の決定に係る金額が10万円以上のものとする。</u></p>

改正案	現 行
<p>第6章 貯水槽水道 第7章 補則</p>	<p><u>(業務状況説明書類の提出)</u> <u>第54条の5 管理者は、上水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎年事業年度の4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、同書類の10月1日から3月31日までの分については、5月31日までに町長に提出しなければならない。</u> <u>2 前項の業務の状況を説明する書類には、次の各号に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに提出する書類については、前事業年度の決算の状況を、5月31日までに提出する書類については、同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。</u> <u>(1) 事業の概況</u> <u>(2) 経営の状況</u> <u>(3) 前2号に掲げるもののほか、上水道事業の経営状況を明らかにするため管理者が必要と認める事業</u> <u>3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに、同項の業務の状況を説明する書類を提出することができなかった場合においては、できるだけすみやかにこれを提出しなければならない。</u> 第7章 貯水槽水道 第8章 補則</p>

芽室町下水道事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴う

関係条例の整備に関する条例 新旧対照表（第8条関係）

改正案	現 行
<p>(芽室町簡易水道給水条例の一部改正)</p> <p>目次</p> <p><u>第2条から第2条の6まで</u> 削除</p>	<p>目次</p> <p><u>第5章の2 財務管理（第33条の2—第33条の6）</u> <u>（簡易水道事業の設置）</u></p> <p><u>第2条 生活用水その他浄水を町民に供給するため、簡易水道事業を設置する。</u> <u>（法の全部適用）</u></p> <p><u>第2条の2 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「令」という。）第1条第2項の規定により、簡易水道事業に法の規定の全部を令和6年4月1日から適用する。</u> <u>（経営の基本）</u></p> <p><u>第2条の3 簡易水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。</u></p> <p><u>2 簡易水道事業の給水区域、給水人口及び給水量は、それぞれ次に掲げるとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 上美生地区簡易水道事業</u> <u>ア 給水区域 上美生市街地一円、上美生1線、上美生2線、</u></p>

改正案	現 行
	<p><u>上美生3線、上美生4線及び上美生5線</u></p> <p>イ <u>給水人口 280人</u></p> <p>ウ <u>給水量 1日最大給水量 215立方メートル</u></p> <p>(2) <u>美生地区簡易水道事業</u></p> <p>ア <u>給水区域 美生区、報国区の全域及び高岩区のうち、南6線39番地1、南4線40番地1、58番地2、南5線58番地2、56番地2、南6線55番地を順次結んで囲まれた区域、洪山区の一部</u></p> <p>イ <u>給水人口 600人</u></p> <p>ウ <u>給水量 1日最大給水量 240立方メートル</u></p> <p>(3) <u>河北地区簡易水道事業</u></p> <p>ア <u>給水区域 平和区、北明区、祥栄区、新祥栄町区、関山区、上関山区、毛根区、芽室太区、美蔓区、西土狩区、国見区の全域</u></p> <p>イ <u>給水人口 1,160人</u></p> <p>ウ <u>給水量 1日最大給水量 1,010立方メートル</u></p> <p><u>(事務所)</u></p> <p>第2条の4 <u>簡易水道事業の主たる事務所は、芽室町東2条2丁目14番地芽室町役場内に置く。</u></p> <p><u>(組織)</u></p> <p>第2条の5 <u>簡易水道事業の管理者は、置かないものとする。</u></p> <p>第2条の6 <u>法第14条の規定に基づき、上水道事業管理者（以下「管理者」という。）の権限に属する事務を処理するため、水道</u></p>

改正案	現 行
<p>(給水装置の定義)</p> <p>第3条 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために、<u>水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）</u>の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。</p>	<p><u>課を置く。</u></p> <p>(給水装置の定義)</p> <p>第3条 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために、<u>管理者</u>の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。</p> <p>第5章の2 財務管理</p> <p><u>(特別会計)</u></p> <p>第33条の2 法第17条及び令第8条の4の規定により、上水道事業及び簡易水道事業を通じて一の特別会計を設ける。</p> <p><u>(重要な資産の取得及び処分)</u></p> <p>第33条の3 法第33条第2項の規定により、予算で定めなければならない簡易水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価格）が1,500万円以上の不動産又は動産の買入れ、若しくは譲渡（土地については1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）とする。</p> <p><u>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</u></p> <p>第33条の4 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の8第8項の規定により、簡易水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償額10万円以上である場合とする。</p>

改正案

現 行

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第33条の5 簡易水道事業の業務に関し、法第40条第2項の規定に基づき、条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領で、その金額又はその目的物の価格が、20万円以上のもの及び法律上、町の義務に属する損害賠償の額の決定に係る金額が10万円以上のものとする。

(業務状況説明書類の提出)

第33条の6 管理者は、簡易水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎年事業年度の4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、同書類の10月1日から3月31日までの分については、5月31日までに町長に提出しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次の各号に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに提出する書類については、前事業年度の決算の状況を、5月31日までに提出する書類については、同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 事業の概況

(2) 経営の状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、簡易水道事業の経営状況を明らかにするため管理者が必要と認める事業

3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに、同項の業務の状況を説明する書類を提出することができなか

改正案	現 行
	<u>った場合においては、できるだけすみやかにこれを提出しなければならぬ。</u>

芽室町下水道事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴う

関係条例の整備に関する条例 新旧対照表（第9条関係）

改正案	現 行
<p>(芽室町課設置条例の一部改正)</p> <p>(課の設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、次の課を設置する。</p> <p>政策推進課 総務課 魅力創造課 都市経営課 住民税務課 健康福祉課 高齢者支援課 子育て支援課 農林課 商工労政課 環境土木課</p> <p>(課の分掌事務)</p> <p>第2条 課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>政策推進課</p>	<p>(課の設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、次の課を設置する。</p> <p>政策推進課 総務課 魅力創造課 都市経営課 住民税務課 健康福祉課 高齢者支援課 子育て支援課 農林課 商工労政課 環境土木課 <u>水道課</u></p> <p>(課の分掌事務)</p> <p>第2条 課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>政策推進課</p>

改正案	現 行
(1)～(6) 一略一 総務課	(1)～(6) 一略一 総務課
(1)～(10) 一略一 魅力創造課	(1)～(10) 一略一 魅力創造課
(1)～(3) 一略一 都市経営課	(1)～(3) 一略一 都市経営課
(1)～(7) 一略一 住民税務課	(1)～(7) 一略一 住民税務課
(1)～(3) 一略一 健康福祉課	(1)～(3) 一略一 健康福祉課
(1)～(3) 一略一 高齢者支援課	(1)～(3) 一略一 高齢者支援課
(1)～(3) 一略一 子育て支援課	(1)～(3) 一略一 子育て支援課
(1)～(4) 一略一 農林課	(1)～(4) 一略一 農林課
(1)～(4) 一略一 商工労政課	(1)～(4) 一略一 商工労政課
(1)～(4) 一略一 環境土木課	(1)～(4) 一略一 環境土木課
(1)～(5) 一略一	(1)～(5) 一略一 <u>水道課</u>
	<u>(1) 下水道に関すること。</u>

芽室町下水道事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴う

関係条例の整備に関する条例 新旧対照表（第10条関係）

改正案	現 行
<p>(職員定数条例の一部改正)</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 一略一</p> <p>(3) 公営企業職員</p> <p><u>水道事業</u>及び下水道事業の事務部局の職員 7人</p>	<p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 一略一</p> <p>(3) 公営企業職員</p> <p><u>上水道事業</u>及び下水道事業の事務部局の職員 7人</p>

芽室町下水道事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴う

関係条例の整備に関する条例 新旧対照表（第11条関係）

改正案	現 行
<p>（議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例の一部改正）</p> <p>第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第11号の規定により次の各号の期間を超えて（更新を含む。）独占的に利用させる場合は、議会の議決を経なければならない。</p> <p>（1）公園、運動場（へき地集会室を含む。）、校舎、病院（診療所を含む。）、火葬場、保育所、墓地、じんかい処理場、<u>水道事業施設、下水道事業施設</u>、畜産センター用地、町有機械置場用地<u>及び町有住宅用地</u> 各1年</p> <p>（2）一略一</p>	<p>第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第11号の規定により次の各号の期間を超えて（更新を含む。）独占的に利用させる場合は、議会の議決を経なければならない。</p> <p>（1）公園、運動場（へき地集会室を含む。）、校舎、病院（診療所を含む。）、火葬場、保育所、墓地、じんかい処理場<u>及び上水道事業施設</u>、畜産センター用地、町有機械置場用地、<u>町有住宅用地</u> 各1年</p> <p>（2）一略一</p>

芽室町下水道事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴う

関係条例の整備に関する条例 新旧対照表（第12条関係）

改正案	現 行
<p>(芽室町議会委員会条例の一部改正) (常任委員会の名称、委員定数及びその所管) 第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 (1) 総務経済常任委員会 8人 政策推進課、総務課、魅力創造課、都市経営課、農林課、商工労政課、環境土木課、水道課、出納課、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、固定資産評価審査委員会、農業委員会、水道事業及び下水道事業に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項 (2) 一略一</p>	<p>(常任委員会の名称、委員定数及びその所管) 第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 (1) 総務経済常任委員会 8人 政策推進課、総務課、魅力創造課、都市経営課、農林課、商工労政課、環境土木課、水道課、出納課、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、固定資産評価審査委員会、農業委員会、上水道事業及び下水道事業に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項 (2) 一略一</p>

芽室町下水道事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴う

関係条例の整備に関する条例 新旧対照表（第13条関係）

改正案	現 行
<p>(芽室町情報公開条例の一部改正) (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 実施機関 町長 <u>(水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う町長を含む。)</u>、議会、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。</p> <p>(2)・(3) 一略一</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 実施機関 町長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。</p> <p>(2)・(3) 一略一</p>

芽室町下水道事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴う

関係条例の整備に関する条例 新旧対照表 (第14条関係)

改正案	現 行
<p>(芽室町行政手続条例の一部改正) (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 条例等 条例及び執行機関の規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程を含む。以下同じ。）をいう。</p> <p>(2)～(7) 一略一</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 条例等 条例及び執行機関の規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程を含む。以下同じ。）をいう。</p> <p>(2)～(7) 一略一</p>

芽室町下水道事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴う

関係条例の整備に関する条例 新旧対照表（第15条関係）

改正案	現 行
<p>(芽室町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 条例等 次に掲げるものをいう。</p> <p>ア 町の条例又は規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程及び<u>地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程</u>を含む。以下本号において同じ。）</p> <p>イ 一略一</p> <p>(2) 町の機関等 次に掲げるものをいう。</p> <p>ア 町長（<u>水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う町長を含む。</u>）、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会若しくは議会（以下「町の機関」という。）若しくはこれらに置かれる機関又はこれら機関の職員であつて法律若しくは条例上独立に権限を行使することを認められたもの</p> <p>イ 一略一</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 条例等 次に掲げるものをいう。</p> <p>ア 町の条例又は規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程を含む。以下本号において同じ。）</p> <p>イ 一略一</p> <p>(2) 町の機関等 次に掲げるものをいう。</p> <p>ア 町長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会若しくは議会（以下「町の機関」という。）若しくはこれらに置かれる機関又はこれら機関の職員であつて法律若しくは条例上独立に権限を行使することを認められたもの</p> <p>イ 一略一</p>

改正案	現 行
(3)～(10) 一略一	(3)～(10) 一略一

芽室町下水道事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴う

関係条例の整備に関する条例 新旧対照表（第16条関係）

改正案	現 行
<p>(芽室町個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正) (定義) 第2条 この条例において「実施機関」とは、町長<u>(水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う町長を含む。)</u>、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。 2 一略一</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において「実施機関」とは、町長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。 2 一略一</p>

芽室町下水道事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴う

関係条例の整備に関する条例 新旧対照表（第17条関係）

改正案	現 行
<p>(芽室町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正) (利用及び提供の制限)</p> <p>第12条 一略一</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) 一略一</p> <p>(3) 町長<u>(水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う町長を含む。)</u>、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、町が設立した地方独立行政法人、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第2条第8項に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があると</p>	<p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第12条 一略一</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) 一略一</p> <p>(3) 町長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、若しくは上水道事業管理者、町が設立した地方独立行政法人、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第2条第8項に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令等の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。</p>

改正案	現 行
き。 (4) 一略一 3～5 一略一	(4) 一略一 3～5 一略一

芽室町下水道事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴う

関係条例の整備に関する条例 新旧対照表（附則関係）

改正案	現 行
<p>附 則 <u>(施行期日)</u> 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。 <u>(経過措置)</u> 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の芽室町公共下水道条例、芽室町都市計画下水道事業受益者負担金条例、芽室町集落排水事業受益者分担金条例、芽室町集落排水施設管理条例、芽室町個別排水処理事業受益者分担金条例及び芽室町個別排水処理施設管理条例の規定により町長が行った処分その他の行為又は施行日前に町長に対して行われた申請その他の行為は、施行日以後においては、管理者が行った処分その他の行為又は管理者に対して行われた申請その他の行為とみなす。</p>	

芽室町下水道事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例について

区 分	条例名	主な改正内容
整備条例第1条	芽室町公共下水道条例	業務の執行者を「下水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）」に改める等、文言を統一するため必要な字句の整理
整備条例第2条	芽室町都市計画下水道事業受益者負担金条例	
整備条例第3条	芽室町集落排水事業受益者分担金条例	
整備条例第4条	芽室町集落排水施設管理条例	
整備条例第5条	芽室町個別排水処理事業受益者分担金条例	
整備条例第6条	芽室町個別排水処理施設管理条例	
整備条例第7条	芽室町上水道事業条例	芽室町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例で規定する、設置、経営の基本、組織の規定等を削除
整備条例第8条	芽室町簡易水道給水条例	業務の執行者を「水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）」に改める等、文言を統一するため必要な字句の整理
整備条例第9条	芽室町課設置条例	公営企業に関する事項を削除
整備条例第10条	職員定数条例	「上水道事業」を「水道事業」に改める等、文言を統一するため必要な字句の整理
整備条例第11条	議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例	
整備条例第12条	芽室町議会委員会条例	
整備条例第13条	芽室町情報公開条例	
整備条例第14条	芽室町行政手続条例	「町長」の定義に「（水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う町長を含む。）」を加える等、文言を統一するため必要な字句の整理
整備条例第15条	芽室町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例	
整備条例第16条	芽室町個人情報保護に関する法律施行条例	
整備条例第17条	芽室町議会の個人情報保護に関する条例	